

## 正誤表

「平成 26 年度版 税務インデックス」におきまして、修正箇所がありますのでお詫びして訂正させていただきます。

■所得税の P165 において、アンダーライン部分を追加いたします。

### (4)②バリアフリー改修工事（控除額）

(誤) 次のうちいずれか少ない額

(正) 次のうちいずれか少ない額 (平成 26 年 4 月 1 日以後居住の用に供した場合は、バリアフリー改修工事の標準的な工事費用の額)

### ③省エネ改修工事（控除額）

(誤) 次のうちいずれか少ない額

(正) 次のうちいずれか少ない額 (平成 26 年 4 月 1 日以後居住の用に供した場合は、一般の省エネ改修工事の標準的な費用の額)

### ④(イ)控除額

(誤) 次のうちいずれか少ない額

(正) 次のうちいずれか少ない額 (平成 26 年 4 月 1 日以後居住の用に供した場合は、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額)

■消費税の P187 において、アンダーラインのように修正いたします。

中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）

### 2 継続適用

(誤) 「…を提出した日の属する課税期間の初日から…」

(正) 「…を提出した日の属する翌課税期間の初日から…」

■相続・贈与税の P216 において、アンダーラインの箇所を削除いたします。

障害者控除（表中）

適用要件・適用対象者の最上段

(誤) 「居住無制限納税義務者 又は非居住無制限納税義務者であること」

(正) 「居住無制限納税義務者であること」